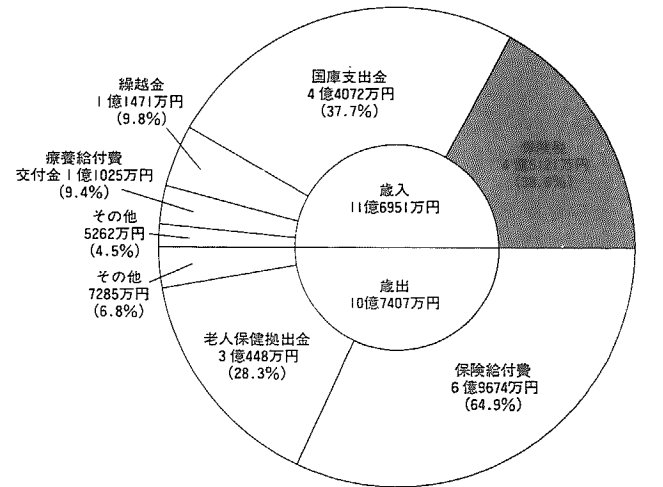


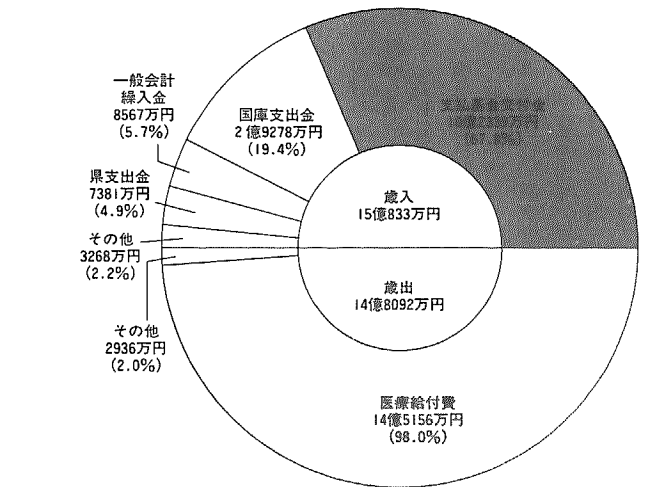
特別会計決算

	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	11億6951万円	10億7407万円
老人保健特別会計	15億833万円	14億8092万円

国民健康保険



老人保健



平成3年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入11億6951万円、歳出10億7407万円、歳入が歳出を上回りました。歳入は前年度に比べ、1億283万円、9.6%の増でした。保険税の現年度分は、調定額4億5551万円に対し、4億3709万円が町に入り、収納率は96.0%。前年度に比べ646万円の減収でした。

平成3年度の平均被保険者数は6165人で、前年度より130人、0.7%減少しました。監査委員の決算審査意見は、歳入の増加について「共同事業交付金・財産収入並びに前年度繰越金が増額になった結果である」と述べ、歳出の増加についても「被保険者数が減少傾向にあるにもかかわらず、受診率の増加や、老人保険拠出金の増加によるもの」と分析し、「今後も引き続き、保険指導の推進と適正な財政運営を望みます」と結んでいます。

老人保健特別会計の決算額は、歳入15億833万円、歳出14億8092万円、歳入が歳出を上回りました。内訳はグラフのとおりです。平成3年度の黒埼町の老人医療費支給対象者は1745人(年間平均)で、前年度に比べ71人、4.2%増えています。診療費総額は14億6208万円、前年度より1億4514万円、11.0%の伸びです。老人保健対象者の受診率は年間1人当たり21.3回で1人当たりの平均医療費は83万7

868円、前年度に比べて6.5%の増となっています。歳入歳出とも伸びていることについて、監査委員の決算審査意見は「対象者の増加に伴い、受診件数も確実に伸び、一人当たり医療費も一件当たり医療費も増加していることとを指摘し、「本町の老人医療は医療環境に恵まれており、安易な受診、多受診が指摘されているところであり、治療効果を阻害しないよう保健指導に努められたい」と述べています。

黒埼町の今昔

執筆 宮田栄門

新聞からたどる黒埼の歴史(五)

明治十年代の県会で、県議の欠席の届け出をめぐって本町の萩野・山際両氏は激しく議論した。

黒埼の大政治家山際七司、萩野左門の県会での応酬
明治十四年五月五日記事
県議会・常置委員七名の選出について
十二番(萩野左門)曰く本員は一の建議あり第何条に加えてよろしきか。其れは各員の公論に従はん其建議の要点は七人の委員に分別を立て佐渡より一名越後より六名とすることなり(後略)

論に偏するは抑何事を余は寸毫も其思想を腦裏に起こさざるなり(後略)
採決 十二番の建議採用する説八名、不採用の説二十五名、乃ち十二番の建議採らざるに決す。
新潟県が越後両州と呼ばれた当時、県会で常置委員七名を選ぶに当り萩野氏は、内一名は土地人情の異なる佐渡から出したら如何と提案したのに対し、山際氏が県議は県下全体から選ばれたもので、そのような区別は必要なし、というもので採決の結果萩野氏の説は不採用となった。

昔の県会には欠席が多かった
明治十四年五月十三日記事
不参、欠席議員の届出、許可について
五月十一日、同十二日、議事出席議員議長外三十名、不参二十一名、帰省六



萩野左門
一名、帰省六

名欠席三名、十一日午前十一時三十分開会
議長曰く、「本日は昨日に続き議事規則の二次会を開くべきも出席議員不足のため時間を遷延せり就いては追々欠席議員もあり且つ不参議員も少なからずそれが為議事の都合にも関する事なれば本日は不参議員の審査委員五名を選び調査の上退職者にすべきかを決すべし(選挙により審査委員五名が選ばれ萩野左門も当選する)以上で十一日の議事は終り翌十二日出席、欠席、不参同数にて開議(後略)不参、欠席議員の許可、届出をめぐって二人の激しい応酬

明治十四年五月十五日記事
五月十三日午前九時三十分開会、出席議長外三十二名、不参二十一名、帰省四名、欠席一名
議長曰く「本日は此の程審査委員を設けて立案せる不参議員審査手続きを議す」書記立案件を朗読、審議に入る。
四十番山際曰く本条中「允許を乞ひ」の五字を削除すべし。

し(後略)
注・允許とは許可を得ること。
○十二番萩野曰く(中略)官吏やその他月給取りを見よ其の職務あれば幾許か又其の身を束縛を受ける事もあるべし。議員何ぞ独り之が責を負るを得んや。
○四十番山際曰く起草委員は蝶々維持説を論ずると雖も議員の職任たる官吏や月給取りの成立と同一の者にあらず(中略)断然削除すべし。



明治10年頃の県議写真(最前右端萩野、となり山際)

○十二番萩野曰く、本員が先刻官吏の例を挙げしは其の職務上に於て尽くすべき義務は、議員も異なるなしとの謂也。(中略)飽まで本条は原文を存在せん。
○四十番山際更に起立して曰く、前にも云う如く議員たる者は徳義上より在職する者なれば(中略)允許する等の束縛を加うるに及ばんや。

議長曰く(中略)四十番の動議に同意者は起立あれ。起立二十八名乃ち過半数に依り四十番の文字削除説に決す。
この頃県議会議員の議事へ

の出席率は悪く、新聞によるとかううして過半数で開会されることが多く、五月十二日の議会は出欠同数で開会されている。そのため議長がこの問題を取り上げ、議事に審査委員会を設けて今までの届出制から「議長の允許を得なければならぬ」また、「違反議員は審査委員の調査によって退職させる」というものだった。これに對する。二人のやりとりは、山際「議事に出席できないのは止むを得ない事情あつてのこと、許可制は必要なし。従つて允許を乞ひの五文字を削除せよ」萩野「允許を乞ひの文字は骨子として掲げたもので、允許即ち、許可を得ることなくただ今まで通り届出制にしておけば、不参議員を減らせない。四十番は許可を得ることは議員を束縛するといふが、官吏や月給取りは皆、束縛を受けている」山際「起草委員は蝶々維持説を申し述べるが、議員は官吏や月給取りと違い徳義上の職にあるものなので同一に論じられようか、削除すべきである」萩野「自分

が官吏のことを例に挙げたが、職務につく義務は議員もそれと異なるものではない。四十番の言わる如く徳義上よりその職にあれば尚更その職につきなければならぬ。あくまで原文を残すべき」山際「重ねて言うが、議員は元より徳義上より在職する者、不参欠席も止むを得ない事情のもの、穿索して許可を得なければならぬなど束縛を受ける必要があらうか」採決の結果山際の説が採り入れられたが、萩野議員はなお、允許の文字は必要骨子の文字で決して削るべきではない。本条はすでに議決されたもので止むを得ないが、本条の文字が不穏当ならどうしても削らず、修正するよう熱慮願いたい」と最後までこの意見を主張した。

ちなみに、自由民権の思想で国会開設運動に奔走していた山際七司は、県会議員の傍ら、しばしば上京、同志と共に元老院、太政官へ陳情活動に力を注ぎ、新聞によると県会への出席は少なかつたようだ。
また、欠席が多かつたのは当時の議員は県会議員の職と町村長や他の公職を兼務することができたからで、後に萩野左門は衆議院議員と新潟市長を兼務した。